

歯科臨床研修プログラム

(研修1年目)

2020年度



兵庫県立尼崎総合医療センター

目次

I.	プログラムの名称	3
II.	プログラムの基本理念と特徴	3
III.	プログラム責任者と施設の概要	3
	1. プログラム責任者	
	2. 施設とその概要	
	3. 研修協力施設	
IV.	プログラムの管理体制と定員	4
V.	カリキュラム	4
	1. 期間割研修歯科医配置予定	
	2. 研修の目標	
	研修内容と到達目標	
	(1) 基本習熟コースと目標	5
	(2) 基本習得コースと目標	6
	3. 学習方略	7
VI.	研修歯科医と指導歯科医の評価	8
VII.	プログラム研修の認定	8
VIII.	研修歯科医の処遇	9
IX.	資料請求先	9

I. 兵庫県立尼崎総合医療センター単独型歯科医師臨床研修プログラム

II. プログラムの基本理念と特徴

兵庫県立尼崎総合医療センターでの研修プログラムにおける歯科口腔外科研修では、研修歯科医が臨床医学、特に隣接医学を理解した上で患者の口腔外科領域のプライマリ・ケアに対応できる基本的診療能力の育成を目標としている。第一の目的は基本手技、技能の習熟にくわえて正確な診断、診療ができるようになることである。また、医療の場における多彩な職種とそれぞれの役割や立場を理解することと、チーム医療における協調性を養うことも重要な目標である。

研修歯科医は臨床研修プログラムに沿い、オリエンテーションに加えて、基本習熟コース、基本習得コースのそれぞれのカリキュラムユニットの目標を達成することを目的として研修を行う。

兵庫県立尼崎総合医療センターと研修協力施設において、「基本習熟コース」、「基本習得コース」に基づき1年間の研修を行う。

「基本習熟コース」は、研修歯科医自らが確実に実践できることを基本とする。

「基本習得コース」は、頻度が高く臨床において経験することが望ましいものである。

「基本習熟コース」

- 1) 医療面接
- 2) 総合診療計画
- 3) 予防・治療基本技術
- 4) 応急処置
- 5) 高頻度治療

「基本習得コース」

- 1) 救急処置
- 2) 医療安全・感染予防
- 3) 経過評価管理
- 4) 予防・治療技術
- 5) 医療管理

III. プログラム責任者と施設の概要

1. プログラム責任者（研修責任者）

藤村和磨（兵庫県立尼崎総合医療センター歯科口腔外科部長）

2. 施設とその概要

- 1) 施設：兵庫県立尼崎総合医療センター

平成27年7月1日開院

- 2) 概要：48診療科、病床数730床（うち、救命救急52床、総合周産期母子医療センター33床）、感染症病床8床、精神科病床8床

内科系：内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、心療内科、緩和ケア内科、感染症内科、漢方内科、精神科、膠原病リウマチ内科、アレルギー科

外科系：外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、皮膚科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科

小児科系：小児科、小児循環器内科、小児外科、小児アレルギー科、小児神経内科、小児血液・腫瘍内科、新生児内科、小児脳神経外科、小児感染症内科、小児形成外科

救急：救急集中治療科、小児救急集中治療科

診断治療部門：放射線治療科、放射線診断科、病理診断科

3. 研修協力施設

阿部歯科・矯正歯科医院、公益財団法人尼崎口腔衛生センター、重岡歯科医院

IV. プログラムの管理体制と定員

当科スタッフ指導歯科医が個別指導を行う。また、歯科衛生士、歯科技工士等の医療スタッフが指導補助にあたる。研修計画管理については、兵庫県立尼崎総合医療センター歯科臨床研修管理委員会を設置する。

研修管理委員会（○委員長）

- 平家俊男（兵庫県立尼崎総合医療センター院長）
- 菅原 誠（兵庫県立尼崎総合医療センター局長）
- 竹岡浩也（兵庫県立尼崎総合医療センター教育部長）
- 藤村和磨（兵庫県立尼崎総合医療センター歯科口腔外科部長、プログラム責任者）
- 松田哲一（尼崎市歯科医師会会長）
- 阿部勝也（阿部歯科・矯正歯科医院院長、研修実施責任者）
- 重岡 潔（重岡歯科医院院長、研修実施責任者）
- 中川誠仁（公益財団法人尼崎口腔衛生センター管理者、研修実施責任者）
- 西山信彦（兵庫県立尼崎総合医療センター総務部長）
- 安木雅喜（兵庫県立尼崎総合医療センター総務部次長兼総務課長）
- 小山典昭（兵庫県立尼崎総合医療センター歯科口腔外科医長、副プログラム責任者）

募集定員 2名

研修歯科医の募集は公募とし、筆記及び面接等の試験を行いマッチングにより決定する。

V. カリキュラム

1. 期間割研修歯科医配置予定

1年の研修期間中、前半6か月は主に外来での口腔外科の基本的処置を習熟する。そのうち、1か月間は研修協力施設において、歯科基本手技を習熟し、また訪問診療を研修する。後半6か月は病棟・手術での基本的処置を習熟する。

2. 研修の目標

(1) 一般目標: 歯科口腔外科領域対象疾患に対する診療内容を理解する。

- ① 歯科・口腔外科における診断法・処置(手術)・手技・管理の基本を修得する。
- ② プライマリ・ケアとしての歯科・口腔外科疾患の知識を修得する。

(2) 行動目標

- ① 患者及び家族と良好な人間関係を確立し、現病歴、既往歴、家族歴を的確に聴取する方法を身につける。
- ② 正確な理学的所見を把握する能力を得る。
- ③ 患者を社会的、家族的、病態的に観察し、その特徴を理解すると共に問題対応能力を身につける。
- ④ 医療チームの一員としての役割を理解し、チーム医療の遂行に努める。
- ⑤ 医療遂行上の安全性の確保の方策について学ぶ。
- ⑥ 常に指導教官と密接なコンタクトをとり、病態の把握、対処方法患者又は家族への説明、プレゼンテーション法等について学ぶ。

(3) 経験目標

- ① 自覚症状・他覚症状の的確な分析能力をつける。
- ② バイタルサインを含む身体所見を正しく把握する。
- ③ 全身状態と疾患固有の病態との関連を理解する。
- ④ 診断・処置・管理の理論及び基本手技を正しく理解し、段階に応じて自ら参加する。
- ⑤ 諸検査(検体検査、生理検査、画像検査)の基本を理解し、自ら参加する。
- ⑥ 歯科の基本手技(口腔内診査、麻酔、齶蝕処置、印象、歯周／歯内処置、補綴治療、簡単な抜歯、止血、縫合、穿刺、ドレナージなど)を身につける。

(4) 経験すべき病態

歯と口腔、顎顔面領域全てに関連する病態を含む。

(5) 基本習熟コースと基本習得コース

研修内容と到達目標

ア. 基本習熟コース

一般目標：個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるように、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

1) 医療面接

一般目標：患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け実践する。

行動目標：必要症例数（5症例）

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する（インフォームドコンセントの構築）。
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身におけるQOL(Quality Of Life)に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

2) 総合診療計画

一般目標：効果的な歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

行動目標：必要症例数（5症例）

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

3) 予防・治療基本技術

一般目標：歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

行動目標：必要症例数（5症例）

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

4) 応急処置

一般目標：一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

行動目標：必要症例数（5症例）

- ①疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ②歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

5) 高頻度治療

一般目標：一般的な歯科疾患に対処するために、必要な臨床能力を身に付ける。

行動目標：必要症例数（5症例）

- ①齶蝕の基本的な治療を実践する。
- ②歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

6) 医療管理・地域医療

一般目標：歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

行動目標：必要症例数（3症例）

- ①保険診療を実践する。
- ②チーム医療を実践する。
- ③地域医療に参画する。

イ. 基本習得コース

一般目標：生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

1) 救急処置

一般目標：歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

行動目標：必要症例数（3症例）

- ①バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ②服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤一次救命処置を実践する。
- ⑥二次救命処置の対処法を説明する。

2) 医療安全・感染予防

一般目標：円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

行動目標：必要症例数（3症例）

- ①医療安全対策を説明する。
- ②アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③医療過誤について説明する。
- ④院内感染対策（Standard Precautions を含む）を説明する。
- ⑤院内感染対策を実践する。

3) 経過評価管理

一般目標：自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

行動目標：必要症例数（3症例）

- ①リコールシステムの重要性を説明する。
- ②治療の結果を評価する。
- ③予後を推測する。

4) 予防・治療技術

一般目標：生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

行動目標：必要症例数（3症例）

- ①専門的な分野の情報を収集する。
- ②専門的な分野を体験する。
- ③P O S (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。
- ④E B M (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。

5) 医療管理

一般目標：適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

行動目標：必要症例数（2症例）

- ①歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ②常に必要に応じた医療情報の収集を行う。
- ③適切な放射線管理を実践する。
- ④医療廃棄物を適切に処理する。

6) 地域医療

一般目標：歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

行動目標：必要症例数（3症例）

- ①地域歯科保健活動を説明する。
- ②歯科訪問診療を理解し、説明する。
- ③地域における歯科二次診療を経験する。
- ④医療連携を説明する。

3. 学習方略

研修歯科医は研修目標を達成するために様々な方法で学習する必要があるため、その方略は下記の3項目を主に行う。

(I) Practice（実際に患者を診察することを経験する。）

1) 各研修施設における診療（外来、訪問診療、入院診療）

(ア) プリセプティングによるフィードバック

指導医のもとで実際に患者に診療を行い、その後で指導医から指導を受ける。

(イ) カルテレビューによるフィードバック

診療後に指導医が書いたカルテを参照して、診察して記載すべき所見や治療プランを学習する。

(ウ) カンファレンスによるフィードバック

入院時や、術前・術後の患者の病態や経過のまとめを毎朝のカンファレンスにてプレゼンテーションを行い、その内容について指導を受ける。

2) 診療外の業務

- (ア) レセプト業務、電子カルテの記載
- (イ) 口腔健診業務
- (ウ) グループホームなどの介護福祉施設での診療
- (エ) 地元開業歯科医向けの勉強会の実施
- (オ) 院内の委員会・会議への参加、歯科医師会での教育セミナーの受講

(II) Reflection (経験したことを振り返り、研修ニーズを明らかにする)

(1) ポートフォリオの作成

研修の中には、研修歯科医が自分自身の診療経験しか学習を深められない項目が含まれている。研修目標の中で、そのような項目に関しては、ポートフォリオを作成しながら振り返り、自分自身が経験から何を、どのように、なぜ、学んだのかを残しておくことも必要である。

(2) Significant Event Analysis (SEA)

研修期間中に経験したことで特に重大な出来事や本研修の研修目標に関連する重要事項については、研修医個人で振り返るだけではなく、指導医やその他の同僚と共有し、知識を深めることが効果的である。この場合は指導医と相談し、日本口腔外科学会雑誌の投稿規定に従い、年度末までに、学術論文(和文)としてまとめ、研究会で発表した後、同学会雑誌への投稿を目指す。

(III) Study (各セミナーなどで研修ニーズにあった方法で学習し、研修内容を理解・整理する)

- (1) 京都大学大学院医学研究科主催の学術集会(冬季)への参加と発表。
- (2) 日本口腔外科学会主催の教育研修会への参加。
- (3) 院内で開かれる多職種対象のセミナーや、医療安全委員会主催の研修会への参加。

VI. 研修歯科医と指導歯科医の評価

1. 目標達成状況・研修状況の評価

研修の目標達成状況の評価については、インターネット上で稼働しているオンライン歯科医師臨床研修評価システム(DEBUT)により、研修歯科医は研修状況の自己評価を、指導歯科医は研修歯科医の目標達成状況の評価を行う。

なお、症例数は20例以上とする。その他、研修歯科医は症例等のレポートを作成・提出する。1年間の研修終了時に、研修管理委員会において、研修歯科医の自己評価・症例等レポート、各指導歯科医の研修評価などを総合的に勘案し、修了判定を行う。

2. 指導歯科医・研修環境の評価

研修歯科医は、各科の指導歯科医及び研修環境に対する評価を行い、その結果は、指導体制及び研修環境の改善及び次年度の教育のためにフィードバックする。

VII. プログラム研修の認定

兵庫県立尼崎総合医療センター院長名で研修プログラム修了証を交付する。

VIII. 研修歯科医の処遇

- | | |
|---------------|---|
| 1. 身分 | 研修歯科医（日々雇用職員） |
| 2. 報酬 | 日額 15,200 円 |
| 3. 手当 | 宿日直手当 21,000 円/回（5 時間未満の場合は 10,500 円/回）
超過勤務手当（宿日直勤務中に緊急患者対応などを行った場合に
限る） |
| 4. 勤務時間 | 週 38 時間 45 分（週 5 日（月～金） 1 日 7 時間 45 分） |
| 5. 休暇 | 有給休暇 10 日/年
夏期休暇 無 年末休暇 有（12/29～1/3） |
| 6. 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険を適用 |
| 7. 宿舎 | 有 |
| 8. 研修歯科医室 | 有 |
| 9. 年 1 回の健康診断 | 有 |
| 10. 賠償責任保険の扱い | 病院において病院賠償責任保険加入し、個人において日本口腔外科学
会歯科医師賠償責任保険に加入する。 |
| 11. 外部の研修活動 | 学会・研究会等への参加可、交通費支給 |

IX. 資料請求先

兵庫県立尼崎総合医療センター 総務課
〒660-8550
兵庫県尼崎市東難波町 2 丁目 17 番 77 号
電話 06-6480-7000
FAX 06-6480-7001